国富町週休２日工事実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、地域の実情や現場の施工条件等を踏まえた、土日を休日とする週休２日や交替制などの多様な働き方が求められていることから、「週休２日工事」（完全週休２日（日曜日及び土曜日（以下「土日」という。））又は月単位の週休２日に取り組む工事をいう。）の実施手続その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、当該各事項に定めるところによる。

⑴　現場閉所　巡回パトロール、保守点検等及び現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて 1 日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

⑵　対象期間　工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　年末年始休暇の６日間

イ　夏季休暇の３日間

ウ　工場製作のみを実施している期間

エ　工事全体を一時中止している期間

オ　発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

カ　受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等

⑶　現場閉所率　対象期間に対する現場閉所日数の割合をいう。

⑷　１週間　日曜日から土曜日までを基本とする。

⑸　完全週休２日（土日）　対象期間内の全ての週において、１週間に土日の２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（土日に加えて、受注者自らが土日以外（以下「平日」という。）にも現場閉所することは可能とする。）とし、次の場合においても、含めるものとする。

ア　降雨、降雪等、受注者の責めによらない影響によりやむを得ず土日に施工が必要な場合は、事前に受発注者間で協議の上、土日に代わる現場閉所日を同一週の平日で指定するものとし、当該現場閉所日は、現場閉所日数に含めるものとする。

イ　夜間工事の場合は、曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行う。

⑹　月単位の週休２日　対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、２８．５％に満たない月において、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合は、

４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

⑺ 交替制

ア 「完全週休２日交替制」とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が２８．５％（２日／７日）以上の水準に達する状態をいう。

イ 「月単位の週休２日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月での休日率が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 「通期の週休２日交替制」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

エ 「技術者」とは施工管理を行う者を、「技能労働者」とは建設現場の直接的な作業を行う技能を有する者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人の全ての労働者を対象とする。

オ 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

カ 「休日率」とは、平均休日数の割合をいう。

（対象工事）

第３条　週休２日工事の対象工事は、国富町が発注する全ての工事を対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休２日を確保することが困難な工事は、週休２日工事の対象外とすることができる。

２　週休２日工事は、別表（特記仕様書記載例）を参考に、週休２日工事の対象工事である旨を特記仕様書に記載するものとする。

（実施手続）

第４条　受注者は、工事着手前に週休２日工事の実施について、発注者と協議するほか、次項から第６項までの規定を適用する。ただし、受注者は、週休２日工事の実施を希望しない場合、その理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。

２　現場閉所の場合、受注者は、施工計画書に週休２日工事を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとし、計画工程表には、週休２日工事の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるもの（変更する場合も同様）とする。

３　交替制の場合、受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者に提出するものとする。

４　受注者は、現場閉所日又は技術者及び技能労働者の休日を変更するときは、事前に発注者と協議するものとし、降雨、降雪等により予定外の現場閉所又は休日とする場合は、その旨を監督員に連絡するものとする。

５　発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所又は休日率を確認できる資料等（現

場閉所実績又は休日実績が記載された工程表及び休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について、受注者に提示を求め、現場閉所又は休日率の状況を確認するものとする。発注者による現場閉所又は休日率の状況の確認は、月１回程度を目安とし、週休２日工事の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所又は技術者及び技能労働者の休日状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

６　受注者は、工事看板等により週休２日工事に取り組む旨を明示するものとする。

７　受注者は、週休２日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

（留意事項）

第５条　週休２日工事の実施に当たっては、次の各号に留意することとする。

⑴　受注者が、現場閉所日と定めた日において、次の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア　災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ　異常気象時等における安全パトロールの実施及び保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ　現場見学会等、現場を公開する場合

エ　アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受発注者間の協議により決定するものとする。

⑵　発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含む現場閉所中の作業指示は行わないこととする。

⑶　受注者は、土日を休日とする週休２日工事の実施に取り組むなど、週休２日の取得を推進し、地域の実情や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に務めなければならない。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行し、令和８年４月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行し、令和８年１０月１日以降に予算執行伺を行う工事から適用する。

別表（第３条関係）

特記仕様書記載例

（休日の確保）

第〇条　本工事は、完全週休２日（土日）工事の対象工事である。実施に当たっては、「国富町週休２日工事実施要領」（令和８年１０月１日改正）に基づき行う。実施要領は、国富町ホームページ（トップ＞行政サイト＞その他＞各種計画＞週休２日工事の実施について）から入手できる。